



島根県報

平成20年3月25日(火)
号外第19号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産課)

公布された条例等のあらまし

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第23号)

1 規則の概要

- (1) 漁業法及び水産資源保護法の改正等に伴う規定の整備
- (2) 漁業許可の対象に底建網漁業を追加することとした。(第7条第1項第17号関係)
- (3) 許可制漁業の操業禁止区域に係る規定を削除することとした。
- (4) 漁業許可を受けた者は、漁獲成績報告書を知事に提出しなければならないこととした。(第56条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成20年5月1日から施行することとした。

規 則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第23号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第56条」に、「第58条 第61条」を「第57条 第60条」に改める。

第3条中「掲げる」の次に「漁業の方法により営む」を加える。

第7条を次のように改める。

(漁業の許可)

第7条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号から第10号まで及び第14号から第16号までに掲げるものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第9号、第11号、第12号及び第14号に掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網(総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)

- (2) 機船船びき網(網船を動力漁船によりえい航するものを含む。以下当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)
- (3) ごち網(以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)
- (4) 底びき網(中海における貝けた網を除く。以下当該漁業の方法による漁業を「底びき網漁業」という。)
- (5) さし網(第9号に掲げる漁業の方法を除き、動力漁船を使用するもの(網船を動力漁船によりえい航するものを含む。)に限る。以下当該漁業の方法による漁業を「さし網漁業」という。)
- (6) しき網(以下当該漁業の方法による漁業を「しき網漁業」という。)
- (7) 潜水器(以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。)
- (8) つけ(しばつけを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「つけ漁業」という。)
- (9) 固定式さし網(以下当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)
- (10) 小型いか釣(総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型いか釣漁業」という。)
- (11) 小型定置(以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)
- (12) 地びき網(以下当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。)
- (13) 地こぎ網(以下当該漁業の方法による漁業を「地こぎ網漁業」という。)
- (14) かご(総トン数10トン未満の動力漁船を使用してのずわいがにの採捕、動力漁船を使用してのいかの採捕並びに総トン数5トン以上の動力漁船を使用してのずわいがに及びいか以外の水産動物の採捕を目的とするものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)
- (15) ひき縄釣(大田市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点から零度(真方位)の線以西の海域において、総トン数3トン以上又は推進機関の馬力数が100キロワットを超える動力漁船を使用してのひらめ及びさわら以外の水産動物の採捕を目的とするものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「ひき縄釣漁業」という。)
- (16) すくい網(集魚灯及び動力式漁ろう装置により総トン数3トン以上の動力漁船を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。)
- (17) 底建網(以下当該漁業の方法による漁業を「底建網漁業」という。)

第8条第1項中「掲げる」の次に「漁業の方法により営む」を加える。
 第25条第1項中「第7条各号に掲げる」の次に「漁業の方法により営む」を加える。
 第31条第2項中「第49条」を「第47条」に改める。
 第37条を次のように改める。

(漁業の禁止)

第37条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 沖縄式追込網
- (2) 空釣^{つり}こぎ

第42条及び第43条を削り、第44条を第42条とし、第45条から第50条までを2条ずつ繰り上げる。

第51条第3項中「第49条第3項」を「第47条第3項」に改め、同条を第49条とする。

第52条を第50条とし、第53条から第57条までを2条ずつ繰り上げ、第3章中同条の次に次の1条を加える。

(漁獲成績報告書の提出)

第56条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項の規定及び第7条の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
中型まき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の末日まで
小型機船底びき網漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の末日まで

(機船手繰網漁業、えびびき網漁業及びいか巣びき網漁業に限る。)		
その他の漁業	毎月の漁獲成績報告書	漁期終了後速やかに

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて告示する。

第58条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第15条、第34条第 1 項、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第43条第 1 項、第44条又は第46条第 6 項の規定に違反した者

第58条第 1 項第 2 号中「第45条第 3 項又は第48条第 4 項」を「第43条第 3 項又は第46条第 4 項」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 第34条第 2 項、第47条第 1 項、第48条第 1 項、第49条第 1 項又は第50条の規定による命令に違反した者
第 4 章中第58条を第57条とする。

第59条中「第48条第 9 項」を「第46条第 9 項」に、「第47条」を「第45条」に改め、同条を第58条とする。

第60条中「第58条」を「第57条」に改め、同条を第59条とする。

第61条中「第48条第 9 項」を「第46条第 9 項」に、「第48条第 5 項」を「第46条第 5 項」に改め、同条を第60条とする。

附則第 3 項中「第44条」を「第42条」に改める。

様式第11号中「(第48条関係)」を「(第46条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定（同条第17号に係る部分に限る。）は、平成20年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の規定により許可を受けている者については、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の島根県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第 7 条の規定により許可を受けた者とみなし、新規則の規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第 1 項の規定による漁業の許可を受けている者又は前項の規定により新規則第 7 条の許可を受けているとみなされた者に対する旧規則第42条及び第43条の規定の適用については、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

